

暴力団関係者の排除を図るための関係条例の整備

【当時の現状】

- 近年、暴力団が県民の社会経済活動に介入し、事業の健全な発達に脅威を与えた
- 法律に規定する許認可基準が限定的であることから、暴力団関係者の排除を許認可基準に付加する条例の制定について憲法適合性の観点から慎重に検討

【本県の取組】

- 一括法で改正された施設・サービスについて、「施設の運営について暴力団関係者の支配を受けてはならない」等の関係条例を制定(H24.12) (北九州市、福岡市、久留米市においても、同様の条例を制定し、県内で一体的な取組を展開)

【取組の成果】

- 許認可等の新規・更新にあたって、警察とも連携し、施設等への暴力団関係者の介入の有無を確認するとともに、事業者説明会等において周知を行うなど、事業の健全な発達を促進

【地方分権改革の更なる展開に向けて】

- 条例で法定の自治事務の許認可基準を付加することなど条例制定権の拡大によって、地域固有の課題解決に有効であるため、今後とも「従うべき基準」を限定し、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される「参酌すべき基準」を拡大していくことが必要！

【国の制度改革】

◆第一次地方分権改革

- 機関委任事務の廃止により、地方公共団体の事務を法定受託事務と自治事務に再編
- 改正地方自治法2条13項:「法定の自治事務については、地域特性適合の配慮」
- 国の法令による規律密度の緩和は手付かず

◆第二次地方分権改革

- 第2・3次勧告で義務付け等の見直しを施設・公物の設置管理基準などに絞り込み、条例制定基準を3つに類型化 →

従うべき基準
必ず適合しなければならない基準
標準
通常よるべき基準
参酌すべき基準
十分参照しなければならない基準
- 第1次一括法制定(H23.4)
- 第2次一括法制定(H23.8)
- 第3次一括法制定(H25.6)

※施設・サービスの設備及び運営に関する基準については、「参酌すべき基準」とされ、地方公共団体が国の基準を参酌して独自に条例で定めることが可能

「義務付け・枠付けの第4次見直し」(H25. 3閣議決定) 抄
「以下*に掲げる許可、免許及び登録並びにその取消し及び消除の基準については、法改正の機会をとらえて、法律で欠格要件等に暴力団員を加える方向で検討する。
* 建設業法、宅建業法、不動産鑑定法、浄化槽法及び再資源化等に関する法律